

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーンネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

19003/7/1

¥100

米英の「占領」統治下のイラクへ特措法

自衛隊は占領軍の傘下に

人道支援は民間で

ブッシュ米大統領の「戦闘終結宣言」から二月が経とうとする今日、イラク戦争は「大義なき戦争」であったことが、ますます明らかになりつつある。そんな中で6月13日、政府はイラク特措法案を閣議決定、国会に提出した。イラクへの自衛隊派遣は、イラク戦争の経過抜きに語ることはできない。とりわけ、憲法9条によって他の主要国にはない平和主義を選択している日本は、「戦争犯罪」を構成する可能性のある戦争の後の占領統治下に、断じて自衛隊を送ってはならない。人道支援の必要があるならば、民間の力を尽くして世界に見識を示せばよい。(編集部)

「大義なき戦争」

もとよりこの戦争は国連憲章に全面的に違反して引き起こされた。しかも米英が武力行使の理由として主張した「イラクによる大量破壊兵器の隠蔽・隠匿」に対する疑念の声が米英両国内で高まっている。「大義」の欠如は誰の目にも明らかになってきた。米英連合軍による必死の捜索にも関わらず、大量破壊兵器は 欠片すら発見されず、隠蔽を示唆する状況証拠すら見出されていない。

延長国会に上程された「イラクにおける人道復興支援及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案」(以下「特措法案」)を巡る論議においては、まず検証されるべきはこの「大義の欠如」である。

イラク戦争は合法的と定義

特措法案第1条(目的)は、「イラク特別事態」を、「安保理決議678号、687号及

び1441号並びに関連する決議に基き、国連加盟国によりイラクに対して行われた武力行使並びにこれに引き続く事態」と定義している。この部分は、国際社会の大勢の共通認識とは大きく乖離している

と言わねばならない。ここで引用された三つの決議のどれをとっても、イラクに対する武力行使に法的根拠を与えていないことを改めて想起しておく必要がある。(本誌184号参照)。678号は、91年の湾

解説 ミニニュークと地中貫通型核兵器

地中貫通型核兵器は低威力?死の灰が出ない?

危険な混同

米議会では二つの新型核兵器が議論されている。強力地中貫通型核兵器(RNEP、いわゆるバンカーバスターの一種)と低威力核兵器「ミニニューク」/小型核兵器)である。この二つは別物であり、強力地中貫通型核兵器は低威力とは限らない。

前号で紹介した5キロトン以下と定義される低威力核兵器で想定されている

任務の一つに、強化され地中深く埋設された標的(HDBT)の破壊があることは確かであるが、HDBT破壊を主任務とする核兵器としてRNEP(強力地中貫通型核兵器)がすでに予算を得て研究されている。しばしば低威力核兵器はRNEPのために必要との誤解がある。低威力核兵器はRNEP任務を目的に設計されることもありうるが、より広範な用途を想定したものである。スプラット・ファース条項が撤

2ページ下へつづく→◆

岸戦争の開戦に根拠を与えたのみであり、湾岸戦争の停戦条件を定めた687号は、次のように、さらなる武力行使の決定は安保理の権限であるとしている。「第34項:(安保理)は本問題を引き続き検討し、本決議の履行並びに当該地域の平和及び安全の確保のために必要とされる場合には他の措置をとることを決定する。」さらに1441号モイラクの義務違反に対して「深刻な事態に直面するであろう」との警告を「想起」しているものの、武力行使の根拠を与えてはいない。だからこそ、米英スペインは新たな決議を挙げるための多数派工作に奔走したのであった。

このように特措法案は、まずその立法論理の根本において「国際法の支配」に背を向けるものであり、このような日本政府の認識と立場は、法案審議を通して徹底的に質されなければならない。

米英主導の占領統治 安保理決議1483号

さらに法案第1条(目的)は、「国際連合安全保障理事会決議1483号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行なうこととし(以下略)」と続く。ここで安保理決議1483号について簡単に触れておきたい。

米・英及びスペインが提案し、5月22日に全会一致(シリアは棄権)で採択された同決議は、前文において米国及び英国の「占領国としての国際法上の権限、責任及び義務を承認」すなわちイラクの現状を米英主導の「占領統治」と定義した上で、90年以来つづいていた経済制裁を解除し、国連加盟国にイラクの復興と安全・安定の回復への支援と人道援助への協力を要請している。

決議に基づく占領統治にあたるのは連合軍暫定当局(CPA=Coalition Provisional Authority)である。CPAのトップには米国の元外交官が就任した。石

油収入に関しては、経済制裁の一部緩和措置として実施されてきた「石油と食糧交換プログラム(Oil for Food Program)」を廃止し、代わりに「イラク開発基金」(Development Fund for Iraq)がイラク中央銀行に設置された。石油輸出収入一元的受け皿である。基金の用途決定権はCPAが握っている。

一方、問題の大量破壊兵器に関して決議1483は明確なプログラムを示していない。前文に「大量破壊兵器の廃棄の最終的確認の重要性」が触れられているだけである。これは事実上、CPAが主導するものとの解釈が可能である。

また、期限が明示されていないのもこの決議の問題点である。12ヶ月毎に安全保障理事会による見直しが行われるとされているのみである。したがって、米英主導の占領統治の終了は、米英による拒否権行使の対象となる。事実上の自動延長である。

イラク派遣は憲法違反 【占領への参加は 「交戦権行使」】

上記のように安保理決議1483号は、現在のイラクの状況を「占領」と定義している。占領地への占領国の一つとしての自衛隊・文民・民間人の派遣は、それだけで憲法が禁止した「交戦権」の行使である。これは政府の見解である。

「憲法第9条第2項では、「国の交戦権は、これを認めない」と規定しているが、ここでいう交戦権とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領などの権能を含むものである(憲法第9条の趣旨についての政府見解:防衛庁ウェブ・サイトより)

【「支援活動」は武力 行使と不可分】

会計年度エネルギー省予算請求では、RNEPの実現可能性研究に1500万ドルが割り当てられている。(低威力核兵器については研究・開発の法律的な解禁の可否のみが現在の争点であり、具体的な研究、開発予算は要求されていない。)RNEPの実現可能性研究では、2つの既存の核爆弾、B61とB83がそれらの筐体(きょうたい、ケーシング)の強化によって地中貫通時

戦争終結に関する何らの国際取り決めも存在しないイラクは、いまだ戦場である。したがって法案が規定する「人道復興支援活動」「安全確保支援活動」はいずれも武力抗争に巻き込まれる可能性と背中合わせである。どっけ「安全確保支援活動」は「イラクの国内における安全及び安定を回復するために国際連合加盟国が行うイラクの国内における安全及び安定を回復する活動を支援するために我が国が実施する措置」であり、先に述べたイラク統治の国際法上の性格からも、戦闘地域と非戦闘地域がモザイク状に入り組み、流動するイラクの現状からも、武力行使と不可分の活動となる。事実、イラクからは毎日のように米英軍と反対勢力との武力衝突が報告されている。例えば、6月18日には、CPA本部前でイラクの元軍人ら数千人が繰り広げた年金・給与要求デモでは米兵による発砲で元軍人2人が死亡した。6月21日「毎日新聞」は、このデモ参加者の次の様な声を伝えている:

イラク新法に基づいて日本の自衛隊が現地に派遣された場合について、イブラヒムさん「イラク人は外国人を嫌い、占領者とみなす。日本人には米軍に加わらないように伝えてほしい。参加すれば彼らが損害を被るだけだ。」元イラク軍大佐のカーメル・ナジさん(40才)「インドだろうと日本だろうと米軍指揮下に入れば、米軍と同じように扱う」と断言する。

「廃案」こそが理性的判断

このように、イラク特措法案は、国際法の支配ではなく占領統治国=米・英の利益を拡大強化する。その代償は平和憲法のさらなる空洞化と日本の平和主義への国際的信頼の決定的失墜であり、自衛官の生命である。廃案こそが理性的判断である。(田巻一彦)

◆◀ 1ページ右下からつづく

廃されると研究・開発が解禁される低威力核兵器の威力は5キロトン未満であるのに対して、RNEPの威力は以下に説明するとおり、最大で1.2メガトンに達する可能性もある。これは広島に投下された原爆の数十倍の威力に匹敵する。

RNEPについては、3年間で約4500万ドルの研究予算が認められている。2004

し(NPR)では性能的には不十分であるとされている(3ページ囲み記事参照)。B83は、数キロトンから最大威力1.2メガトンまでの可変威力オプションを持つ熱核爆弾でありICBMサイロのような強化された標的破壊を目的に設計された。既存モデルの設計変更作業は、ロスアラモスおよびリヴァモア両国立核兵器研究所によって行われる予定だ。B83弾頭がそのまま生かされると、RNEPの威力は1.2メガトンにも達することになる。

「NPR」の要求

「ならず者国家」のHDBT撃破を核兵器の主任務とすべきこと、またその目的のために新型兵器開発/既存兵器の改造が必要であることは、冷戦後の90年代を通じて、米国の核開発コミュニティからリークされた文書で主張されてきた。この系譜の延長線上においてNPRが「全世界における公然あるいは疑惑の戦略的基地(大量破壊兵器、弾道ミサイル配備、

地下1000フィート(約300メートル強)に埋設された標的に重大な損害を与えるには、例えば、メガトン級の兵器が必要になるだろう

指導部または最高幹部の指揮・統制)の数が「1400以上」に増加し、それらの戦略基地の大部分が「地中深くにある施設」であるとして、生物・化学兵器の貯蔵施設等としてのHDBTを無効化するために改造または新型の核兵器が必要となると主張していることを、本稿では指摘しておきたい。

また、NPRは「非常に深い、あるいは大規模な地下施設の撃破」を目的とした「大きな威力の地中貫通兵器」の必要性についても言及している。つまりこの言及は、地中貫通核兵器は低威力、大威力の両面において必要性を述べていることを意味しており、RNEP研究推進の根拠を提供している。

この主張との関連において、付随的被害の軽減が新型核兵器の開発意義として位置付けられている(3ページ囲み記事参照)ことにも注目する必要がある。な

資料

NPRと新型兵器

NPRは、米国が現在保有する核兵器には限界があると指摘している。それら現有兵器は冷戦時のシナリオで開発されたものであり、現在の多様な安全保障環境に必ずしも合致していないという理由からである。NPRはそのような例として4種類の課題を掲げている。詳しくは「ピースデポ・ブックレット:米国・核態勢見直し」参照のこと。

強化され地中深く埋設された標的(HDBT)を撃破する能力

移動式または移動中の標的を攻撃する能力

化学および生物剤を破壊する能力。「エージェント撃破兵器(ADW)」

付随的被害を軽減するための高度の正確性

HDBT、ADWの問題について、NPRでの説明を以下に引用する。

「米国の地中貫通能力は、現在、B61-11自由落下爆弾という唯一の地中貫通兵器を有するのみで、非常に限定されている。この単一爆発で非精密な兵器では、

強化された地下施設に置かれている多様な地形に奥深くまで貫通することはできない。これらの限界のため...重要標的を撃破する確率は高くない。(47ページ)

「より効果的な地中貫通兵器があれば、多くの地中埋設標的は、地表爆発兵器に必要な威力より先はるかに低い威力の兵器を使用して攻撃することができるだろう。こうしたより低い威力でも、はるかに大威力の地表爆発と同じ被害を与えながらも、より少ない(10~20分の1)降下物を発生させるだけだろう。(47ページ)

「化学および生物剤の非対称的な使用に対抗するために、国防省とエネルギー省が現在努力を続けている(以降、『エージェント撃破』と呼ぶ)化学・生物兵器へのアクセスを拒否し、使用不能にし、中和し、あるいは破壊するために、エージェント撃破兵器(ADW)概念の評価が行われている...生産や貯蔵施設において、化学・生物材料を熱、化学、あるいは放射線によって中和する方法や、それら材料の使用を不能にしたり拒否したりするための、幾つかの種類の方的貫通兵器など、さまざまなADW概念が現在研究されている。(48ページ)

ぜならば、低威力の地中貫通型核兵器では、放射能を地中に閉じ込めることができ、付随的影響なしにHDBTを破壊できるかの如き印象が、巧みに作り出されているからである。付随的影響が無視できるほど小さいことが、「使える核兵器」を目指している新型核兵器の「売り」になっている。

核バンカーバスターは放射能を閉じ込めない

低威力核兵器は核開発コミュニティの期待通りに地下深くに構築された軍事的標的を破壊可能であるのか。また、放射性降下物の被害を抑えることが可能であるのか。このような問いを提起しながら、低威力核兵器の技術的限界について検討する。

天然資源保護評議会(NRDC)のクリスティー・ペインらは、報告書『拡散に対抗するのか、拡散を悪化させるのか』(2003年5月)において、低威力地中貫通核弾頭の破壊能力について否定的な評価を下している。「考えられ得る...最大貫通限度であっても、10キロトンの強力貫通兵器は地下275フィート(約90メー

ル)に埋設されていて堅固な岩盤の層に保護された強化された標的に重大な損害を与えることはできないだろう。地下1000フィート(約300メートル強)に埋設された標的に重大な損害を与えるには、例えば、メガトン級の兵器が必要になるだろう。導き出された数値に違いはあるが、プリンストン大学教授ロバート・ネルソンも「低威力地中貫通兵器は比較的地表に近い施設を破壊することができるだけだろう(『科学と地球の安全保障(Science and Global Security)』誌に2002年に発表した論文「低威力地中貫通核兵器」としている)。

低威力地中貫通核兵器は、放射性降下物を封じ込めるほど十分な深さまで貫通することはできない

ネルソンは「低威力地中貫通核兵器は、放射性降下物を封じ込めるほど十分な深さまで貫通することはできない」こと

も論証している。ネルソンの上記論文に従えば、最も強固な鋼鉄で製造された長さ3メートルのミサイルであっても、約12メートル以上の深度の強化コンクリートを貫通することはできない。他方、「憂慮する科学者連盟」のデビッド・ライトらによれば、1キロトンの低威力弾頭であっても、核爆発から生じる放射性降下物を地中に閉じ込めて地上の付随的被害を軽減するには、少なくとも地下60～100メートルまで貫通する必要がある。ネルソンは、約12メートルの深度での核爆発では、大きなクレーターを後に残し、付近住民に対して降下物として降り注ぐことに

なる放射性物資を生成するのみだと結論する。貫通深度と放射性降下物の問題について、NRDC報告書もネルソンの考察の妥当性を裏書している。

クリストファー・ペインらによるNRDC報告書の次のように要約している。「要約すると、強化された低威力貫通兵器によって現在のB61-11が有する攻撃能力を置き換えるか、あるいは増強するための根拠は軍事的に見てほとんどないと思われる。」

最後に、マイケル・メイとザカリー・ハルデマンの論文「埋設された生物剤標的に対する核兵器の効果」は、低威力地中

貫通核兵器を地下施設に貯蔵された生物・化学兵器の撃破に使用する場合の限界について指摘していることを付記しておきたい。つまり、同論文によれば、生物・化学兵器が貯蔵されている地下施設の正確な位置と規模についてデータを入手することが困難であるだけでなく、施設内の兵器の貯蔵状況、さらに地質やその他の物理的条件が核爆発の熱と放射線の効果をどれほど減殺するかを知ることも困難である。したがって、放射線と熱が生物・化学兵器を全て、あるいはその大半を破壊できるという保証は全くない。(大滝正明)

日誌

2003.6.6～6.20

(作成：竹峰誠一郎、中原聖乃、中村桂子)

ARF = アセアン地域フォーラム / ASEAN = 東南アジア諸国連合 / DIA = 国防情報局 / DOD = 米国防総省 / EU = 欧州連合 / IAEA = 国際原子力機関 / MD = ミサイル防衛 / NPT = 核不拡散条約 / SIPRI = ストックホルム国際平和研究所 / TCOG = 日米韓三国調整グループ / UNMOVIC = 国連監視検証査察委員会

6月6日 有事関連3法、参院本会議で与党3党、民主、自由などの賛成多数で可決。13日、施行。

6月7日 日韓首脳会談開催。北朝鮮の核問題、平和的解決に向け連携確認。

6月6日 DIA、昨年9月作成のイラク化学兵器開発に関する報告書に「確かな証拠はない」との記述があると明らかに。

6月8日 北朝鮮の万景峰号、9日入港予定中止、朝鮮総連発表。

6月10日 アーミーテージ米国務副長官、自衛隊派遣を野球に例え「日本は野球場に出てプレーすべきだ」。

6月11日 ブリクスUNMOVIC委員長、イラク査察の最終局面でプッシュ政権が査察委に圧力かけたと主張。英紙ガーディアン。

6月12日 TCOG、ハワイで開催(～13日)、13日、米朝中と日韓の多国間協議開催を求める方向で合意、共同宣言発表。

6月12日 「セイシン企業」社長ら、軍事転用可能な機械をイランに不正輸出したとして、警視庁公安部に逮捕される。

6月12日 被爆者45人、原爆症認定の申請却下を不服として第3次集団提訴。

6月13日 政府、イラク復興支援特措法を閣議決定、国会提出。(本号参照)

6月13日 横須賀市、米海軍横須賀基地の12号パース延長工事を申請していた横浜防衛施設局に着工の承認書出す。

6月13日 石破防衛庁長官、ケイディッシュ米ミ

サイル防衛庁長官と会談。MDIについて「PAC3とSM3の2層防衛を検討」と表明。

6月13日 環境省、全国規模で旧日本軍「毒ガス」追跡調査を開始。

6月15日 米中央軍、イラク中北部でフセイン政権を支持するイラク人民兵らの掃討を目指した「砂漠のサソリ作戦」開始。

6月16日 IAEA理事会、ウィーンで開催(～19日)、19日、イラン核計画の全容開示、追加議定書の即時無条件締結などを求める「議長声明」発表。

6月17日 ASEAN外相会議、朝鮮半島の非核化促す共同声明採択。

6月17日付 SIPRI発表の02年世界の軍事費、米国の大幅増により、前年比実質6%増の7940億ドル(93兆円)に達する。

6月18日 ARF、プノンペンで開催。北朝鮮にIAEAとの協力再開とNPT脱退撤回を強く求める議長声明を採択。

6月18日 DOD、海上発射型のMD実験をハワイ上空で実施するが、迎撃に失敗と発表。

6月20日 EU首脳会議、北朝鮮に核開発計画の完全解体を求め、イランに追加議定書への署名を要求する議長声明採択。

沖縄

6月6日 アロヨ比大統領、小泉首相との会談で、在沖米海兵隊のフィリピンへの訓練移転を受け入れる用意があると表明。

6月10日 翁長那覇市長、クラスター爆弾について、自衛隊から「沖縄への配備は事実」との回答あったと議会で答弁。

6月12日 5月25日に金武町で発生した在中米海兵隊上等兵による女性暴行致傷容疑が発覚。

6月16日 日本政府、日米合同委で女性暴行致傷容疑の米兵の身柄引き渡し要求。

6月18日 米、女性暴行致傷容疑の米兵身柄引き渡しに合意。同日、県警が逮捕。

6月18日 伊波宜野湾市長、前市政の米海軍病院移設容認方針を転換し、受け入れ拒否を市議会で表明。

6月18日 ウルフォウィッツ米国防副長官、米下院軍事委で、朝鮮有事の際に在沖米海兵隊は2日で現地に到着することが可能と証言。

6月20日 県警、女性暴行致傷容疑の米兵を那覇地検に送致。

6月20日 米軍普天間飛行場でCH53E大型ヘリが胴体着陸。同時、C-130輸送機も緊急着陸。

今号の略語

ADW = エージェント撃破兵器

CPA = 連合軍暫定当局

ICBM = 大陸間弾道ミサイル

HDBT = 強化され地中深く埋設された標的

NPR = 核態勢見直し

NRDC = 天然資源保護評議会

RNEP = 強力地中貫型核通兵器

ピースデポの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- ・「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>
梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>
中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、大滝正明、竹峰誠一郎、田巻一彦、津留佐和子、中原聖乃、中村和子、山口響、梅林宏道